

特別史跡加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画書作成業務委託 仕様書

1 委託名 特別史跡加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画書作成業務委託

2 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

3 目的

特別史跡加曽利貝塚は、日本最大級の大型貝塚として知られ、縄文時代中期から晩期までの生活の痕跡が良好な状態で保存されていることや、貝層断面などの野外展示が埋蔵文化財の整備・活用に関して先駆的な存在であることなどから、平成29年に特別史跡として指定された。

平成28年度に『史跡加曽利貝塚保存活用計画書』（以下「保存活用計画」という。）を策定し、既存施設の活用を前提とした「短期的整備」と、新博物館の整備を前提とした「中長期的整備」に区分して加曽利貝塚の史跡整備を進めていくことを示した。平成31年2月に策定した『特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン』（以下「グランドデザイン」という。）では、基本構想とともに、それに基づいた短期的整備計画を示した。

その後、令和元年度より短期的整備を第1期整備として位置づけ整備事業に着手し、令和7年度に整備が完了し、『特別史跡加曽利貝塚 環境整備事業報告書Ⅰ』を刊行した。

中長期的整備については、加曽利貝塚の新博物館の開館までの整備を第2期、現博物館の撤去を含む開館後の整備を第3期とし、令和5年度から第2期史跡整備基本計画の検討に着手している。今後、令和8年度に基本計画を策定し、新博物館の開館に合せ、概ね5年程度の整備期間を見込んでいる。

本委託は、この第2期史跡整備基本計画の計画書の作成を行うものである。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「特別史跡加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画書作成業務委託」を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

6 業務の指示及び監督

- （1）受注者は、本業務を施行するにあたり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- （2）受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様

書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

- 7 対象地域 加曽利貝塚（千葉市若葉区桜木2丁目81-1外）
史跡指定地内 152,413㎡

8 委託業務の内容

令和5年度に作成した「特別史跡・加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画調査検討支援業務委託報告書」、令和7年度に作成した「特別史跡加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画調査検討報告書」、令和8年度に作成した「特別史跡加曽利貝塚第2期史跡整備基本計画素案」を基に、これまで本市附属機関である史跡保存整備委員会で検討された内容を踏まえ計画書を作成する。

なお、計画書案は令和8年12月（予定）に開催する史跡保存整備委員会および令和9年2月（予定）に開催する教育委員会会議に資料として提出する。

本業務は、第2期史跡整備基本計画書作成のため（1）から（5）の業務を行うものである。

（1）現況の把握と課題の整理

特別史跡加曽利貝塚の史跡整備について、現況を把握し、第1期史跡整備報告書、第2期史跡整備の調査検討・計画素案及びこれまでの史跡保存整備委員会での検討を踏まえ、課題を整理すること。

（2）原稿作成

現況の把握と課題の整理を行ったうえで、発注者と綿密な協議を行い、各項目ごとの作業分担を決め原稿を作成すること。

（3）図表作成

現況の把握と課題の整理を行ったうえで、発注者と綿密な協議を行い、必要な図・表を作成すること。

（4）概算工事費の算出

第2期史跡整備の工事費について、以下の項目ごとに概算額を算出する。

- ① 貝層の保護・盛土
- ② 貝層表現
- ③ 史跡内電柱の撤去、電線の地中埋設化
- ④ 北貝塚貝層断面観覧施設耐震改修
- ⑤ 北貝塚貝層断面観覧施設展示改修
- ⑦ 土器づくり実演スペースの整備
- ⑧ 休憩施設（ベンチ）整備
- ⑨ インフラ等の施設整備（放送設備、防犯カメラ、外灯、管路上部の盛土）
- ⑩ 園路等の再整備
- ⑪ サイン再整備
- ⑫ 植栽工事

（4）照査

計画書（案）について、根拠資料との比較・照合、全体構成のバランス、表現の統一性等を精査・確認し照査を行う。

(5) 印刷製本・発送

①印刷製本

A4判無線綴じ カラー4色刷り 約100ページ×300部

表紙：アート紙、本文：上質紙

②発送

発注者が指定する送付先約260件に発送する。残部は文化財課へ納品する。

9 業務を進めるうえでの留意事項

提出日の詳細や成果の熟度については、発注者と協議のうえ、決定することとする。

10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、関係法令、規則等を遵守すること。

11 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

①本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

②成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

①本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

12 発注者が提供（貸与）できる資料等

- ・各種（施設）図面類
- ・加曽利貝塚博物館の利用人数
- ・市保管の書籍等
- ・史跡加曽利貝塚保存活用計画書
- ・史跡加曽利貝塚総括報告書
- ・加曽利貝塚博物館の現状とあり方の基礎調査報告書
- ・特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン
- ・特別史跡加曽利貝塚短期的整備基本設計
- ・特別史跡加曽利貝塚短期的整備実施設計
- ・特別史跡加曽利貝塚 環境整備事業報告書Ⅰ
- ・その他、業務に必要なデータ

13 成果物

特別史跡加曽利貝塚史跡整備基本計画（第2期） 100 頁×300 部及び電子データ
特別史跡加曽利貝塚史跡整備基本計画（第2期）概要版 3 部及び電子データ

14 納品場所

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟7階

うち約260部は発注者が指示する送付先へ受注者が発送する。

15 その他

- （1）この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- （2）本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。